

書式 13-1 : 購入契約書 (単価契約)

契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇号

購 入 契 約 書 (単 価 契 約)

(件 名)

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 品 名 | 別紙仕様書のとおり |
| 2 規格・寸法 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 契約単価 | 別紙単価表のとおり |
| 4 契約予定数量 | 別紙仕様書のとおり |
| 5 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 6 契約期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |

頭書の物品の購入について、東日本高速道路株式会社を発注者とし、「〇〇〇〇」を受注者として、次の条項により契約を締結する。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発 注 者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	氏 名	東日本高速道路株式会社〇〇支社〇〇事務所
		〇〇支社 (事務所) 長 〇 〇 〇 〇 印

受 注 者	住 所
	氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員等)

第3条 発注者は、次に掲げる権限を有する監督員を置くことができる。

- 一 受注者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者からの確認の申出または質問に対する承諾または回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者との協議
 - 四 仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 五 前各号のほか、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したもの
- 2 発注者は、監督員を置いたときには、受注者に対し、その職名及び氏名を通知しなければならない。監督員を変更し、またはその任を解いたときも同様とする。
- 3 発注者は、第1項第五号の規定に基づき監督員に権限を委任したときには、受注者に対し、当該委任した権限の内容を通知しなければならない。
- 4 監督員は、自己の権限の範囲内で事務を補助する補助監督員を定めたときには、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。補助監督員を変更し、またはその任を解いたときも同様とする。
- 5 発注者は、2名以上の監督員を置き第1項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者及び受注者は、契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下、本条において「請求等」という。）は、契約書及び仕様書等に特別の定めが置かれているものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が行った請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(購入条件の変更)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して、物品の規格・寸法等、契約予定数量、納入場所または契約期間を変更し、物品の全部または一部の納入を一時中止若しくは打ち切ることができる。この場合において、変更後の契約予定数量が変更前の

契約予定数量より著しく増減したときは、発注者と受注者とが協議して契約単価を変更することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(物品の納入依頼)

第 5 条 発注者は、この契約に基づき物品の納入を依頼するときは、発注者の指定する者から受注者に対し、物品の品名、規格・寸法等、数量、代金、納入場所及び納入期限等を指定して依頼するものとする。

- 2 受注者は、前項の納入依頼を受けたときは、発注者の指定する者が指定した条件に従い、かつ納入代金を発注者の指定する者に示したうえで、物品を納入しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の変更)

第 6 条 受注者は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、前条第 1 項により発注者の指定する者が指定した納入期限（以下「納入期限」という。）内に物品を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにして、納入期限の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の納入期限の延長がやむを得ないと認める場合に限り、その延長を認めることができる。この場合における延長日数は発注者が定める。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第 7 条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、受注者に対して納入期限の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約単価の変更)

第 8 条 発注者または受注者は、契約期間内に経済情勢の変動等予期することができない特別の事情により契約単価が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して契約単価を変更することができる。

(一般的損害)

第 9 条 物品の引渡前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(検査及び引渡)

第 10 条 受注者は、第 5 条第 1 項の納入依頼に係る物品の納入が完了したときは、その旨を書面をもって発注者の指定する者に通知しなければならない。

2 発注者の指定する者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日の翌日から起算して 14 日以内に、物品の納入を確認するための検査を完了しなければならない。履行確認の結果、物品の修補が必要と認められる場合に限り、受注者に必要な指示をするものとする。

3 受注者は、前項の確認の結果、発注者の指定する者から前項後段に定める指示がなかった場合は、これをもって発注者に当該物品の引渡を完了したものとする。

4 受注者は、第 2 項後段に定める指示があった場合は、発注者の指定する者が指定する日までに当該物品を取換または改造若しくは修補して、発注者の指定する者の検査を受けなければならない。この場合においては、取換または改造若しくは修補の完了を物品の納入とみなすものとする。ただし、このために第 5 条第 2 項に基づき発注者の指定する者に示した納入代金（以下「代金」という。）を増額し、または納入期限を変更することはできない。

(納入及び検査に要する費用)

第 11 条 物品の納入及び検査に要する費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第 12 条 受注者は、第 10 条に規定する検査に合格し、引渡を完了した物品について、原則として、当該物品の代金の支払いを月ごとにとりまとめ、発注者に対し書面により請求するものとする。

2 発注者は、前項により請求を受けたときは、その日の翌日から起算して 30 日以内に代金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第 13 条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の支払請求書にその第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、その第三者に対して前条に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第 14 条 受注者は、物品の隠れた瑕疵またはその瑕疵によって生じた発注者の損害について、その引渡を受けた日の翌日から 1 年間担保する責めを負う。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 15 条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品の納入を完了することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みがあるときは、発注者は、受注者に損害金を請求したうえで納入期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、代金の額から引渡した部分があるときはその部分に相応する代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第 12 条第 2 項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

第 16 条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。
- 4 受注者は、不当介入を受けたことにより納入日に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第 17 条 発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

- 一 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。
- 二 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
- 三 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしない。

- 四 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
- 五 発注者または受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
- 2 発注者または受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
- 3 発注者または受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。
- 4 発注者または受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、または違背の事実を知ったときは、第18条第1項第2号または第20条第1項第2号に基づき、この契約を解除する。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を完納しないときまたは納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 三 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 四 受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時購買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、すでに納入を受けた物品を検査のうえ当該検査に合格した物品の引渡を受けるものとし、引渡を受けた物品に相応する代金を受注者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 18 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、頭書の契約単価に頭書の契約予定数量を乗じて得た金額の和の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定により、この契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の任意解除権)

- 第 19 条 発注者は、受注者が物品の納入を完了しない間は、第 18 条第 1 項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償することとし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第 20 条 受注者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第 4 条の規定により発注者が購入条件を変更したため、この契約を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- 二 発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。
- 三 受注者は、天災その他の不可抗力により物品の納入が不可能になり、発注者が正当であると認めたとき。
- 四 発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。

2 第 18 条第 2 項及び前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 21 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、頭書の契約単価に頭書の予定数量を乗じて得た金額の和（この契約締結後、契約単価等の変更があった場合は、変更後の契約単価等により算定した額とする。次項において「契約金額」という。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む）。
- 二 納付命令または独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令または排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった

取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、または、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員または使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。

四 受注者が発注者に刑法第96条の6第1項、第2項及び第198条並びに独占禁止法第3条の規定に抵触する行為は行わない旨の誓約書を提出しているとき。

（損害金等の請求等）

第22条 受注者がこの契約に基づく損害金、違約金または負担金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者が指定する期限の日の翌日から代金支払いの日までの間、年5パーセントの割合で計算した遅延利息の額を、発注者が受注者に対し支払うべき代金の額と相殺し、なお不足のあるときは追加して請求する。

2 前項の追加請求を行う場合には、発注者は受注者に対し、遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を併せて請求する。

（補則）

第23条 この契約書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議

して定める。